

令和3年4月16日

建設業関係団体の長 様
宅地建物取引業関係団体の長 様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置に係る協力をお願いについて

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年4月16日、本県に対し、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置を4月20日～5月11日まで適用したことを受け、本県では、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を別添のとおり策定し、必要な措置等を行うことといたしました。

措置区域である横浜市、川崎市、相模原市の飲食店等に対して、重点措置期間中に、法第31条の6に基づき、5時から20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)の要請を行うとともに、措置区域以外の飲食店等に対しては、引き続き5時から21時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から20時まで)の協力をお願いします。

その他、イベント等の開催制限をはじめ、「別紙」のとおりお願いさせていただきます。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 神奈川県実施方針
- 3 (別紙)事業者の皆様へ

問合せ先

県土整備局 事業管理部 建設業課

調査指導グループ 坂本、竹内

電話 045 (285) 4245

事業者の皆様へ

別紙

- 1 時短要請等について（令和3年4月20日～令和3年5月11日）
 - まん延防止等重点措置区域内(横浜市、川崎市、相模原市)の飲食店等に対し、20時までの時短営業【要請】（酒類の提供は19時まで）
 - 横浜市、川崎市、相模原市以外の飲食店等に対し、21時までの時短営業【要請】（酒類の提供は20時まで）
 - 時短要請に応じていただいた店舗に対して、措置区域・その他区域とも、協力金を支給
その際「感染防止対策取組書」(市町村のステッカーを含む)などの掲示及び「マスク飲食の推奨」などを条件
 - 人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設に対し、まん延防止等重点措置区域内(横浜市、川崎市、相模原市)の施設は、20時までの時短営業(酒類の提供は19時まで) 横浜市、川崎市、相模原市以外の施設は、21時までの時短営業(酒類の提供は20時まで)【お願い】
- 2 企業におけるテレワーク時差出勤等の更なる徹底について（～令和3年5月11日）
 - 昼間の人流を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の低減に向けたテレワークやローテーション勤務の徹底
 - 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底
 - 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や外出自粛、会食自粛の呼びかけ
- 3 イベントの開催制限について
 - 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度
 - 併せて時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知（無観客で開催される催物等については営業時間の短縮の働きかけ対象外）

時期	収容率	人数上限	営業時間
4月19日以降	大声なし100%以内 大声あり50%以内	5,000人	措置区域:20時まで
			措置区域外:21時まで

※ 既存販売分については適用しない

- 4 大学や学校への要請について(～令和3年5月11日)
 - 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
 - 感染防止のための所要の措置を講じること
 - 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底
- 5 その他（お願い事項）
 - 飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化
 - 店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践
 - 感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守